

平成16事業年度に係る業務の実績に関する報告書 「資料編」

平成 1 7 年 6 月

国立大学法人
上越教育大学

1 上越教育大学教員採用試験受験・合格状況及び教員就職状況

(1) 教員採用試験受験・合格状況(公立学校)

学 部

各年11月30日現在

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
受験者数	145人	141人	143人	110人	107人
受 験 率	66.2% $\frac{145}{219}$	64.1% $\frac{141}{220}$	66.5% $\frac{143}{215}$	65.1% $\frac{110}{169}$	66.0% $\frac{107}{162}$
合格者数	29人	29人	40人	36人	44人
合 格 率	20.0% $\frac{29}{145}$	20.6% $\frac{29}{141}$	28.0% $\frac{40}{143}$	32.7% $\frac{36}{110}$	41.1% $\frac{44}{107}$

大学院(現職教員を除く)

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
受験者数	55人	55人	72人	67人	54人
受 験 率	53.4% $\frac{55}{103}$	43.5% $\frac{55}{124}$	57.6% $\frac{72}{125}$	49.3% $\frac{67}{136}$	52.4% $\frac{54}{103}$
合格者数	10人	18人	11人	16人	13人
合 格 率	18.2% $\frac{10}{55}$	33.3% $\frac{18}{55}$	15.3% $\frac{11}{72}$	23.9% $\frac{16}{67}$	24.1% $\frac{13}{54}$

(2) 教員就職状況(公私立学校及び公私立幼稚園)

学 部

各年5月1日現在

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
正 規	37 (18.5%)	39 (19.7%)	43 (21.0%)	41 (25.0%)	50 (32.7%)
臨 時	69 (34.5%)	72 (36.4%)	78 (38.0%)	57 (34.8%)	49 (32.0%)
計	106 (53.0%)	111 (56.1%)	121 (59.0%)	98 (59.8%)	99 (64.7%)
卒業者数	200人	198人	205人	164人	153人

大学院(現職教員を除く)

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
正 規	13 (14.0%)	21 (20.2%)	17 (14.9%)	21 (16.9%)	15 (17.2%)
臨 時	26 (27.9%)	34 (32.7%)	45 (39.5%)	41 (33.1%)	30 (34.5%)
計	39 (41.9%)	55 (52.9%)	62 (54.4%)	62 (50.0%)	45 (51.7%)
修了者数	93人	104人	114人	124人	87人

2 上越教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生取扱要項

(平成16年 6月16日)
(学 長 裁 定)

改正 平成16年11月17日

上越教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生取扱要項

(趣旨)

- 1 この要項は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第75条第2項の規定に基づき、大学院学校教育研究科学生のうち、職業を有している等の事情により3年間にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）に関し必要な事項を定める。

(申請資格)

- 2 長期履修学生として申請する資格は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「申請者」という。）とする。

(1) 大学院学校教育研究科（以下「大学院」という。）の入学者選抜試験に出願した者で、次のいずれかに該当する者

ア 主たる生計を維持するため職業に就いている者

イ 疾病等のため、毎日の通学が困難な者

ウ その他学長が認めた事由

(2) 上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第72号）第6条の2の規定に定める教育職員免許取得プログラム受講の申請者

(申請)

- 3 申請者は、別に定める長期履修申請書を次の各号に掲げる期日までに、学務部教育支援課（以下「教育支援課」という。）に提出しなければならない。

(1) 前項第1号による申請者は、当該入学願書出願期間の末日

(2) 前項第2号による申請者は、当該教育職員免許取得プログラム申請期間の末日

(選考及び許可)

- 4 前項の申請に基づき、大学院の入学者選抜試験に合格した者のうちから、教務委員会が申請者の所属予定コース・分野の意見を聞いて書類審査により選考を行い、教授会の議を経て、学長が許可する。

(履修期間の変更)

- 5 長期履修学生が、2年の標準修業年限に変更を希望する場合は、あらかじめ専門セミナー担当教員の承認を得て、別に定める長期履修変更申請書（以下「変更申請書」という。）を教育支援課に提出しなければならない。この場合において、変更申請書の提出期限は、2年次の9月30日（その日が休業日に当たるときは、休業日の翌日）までとする。

(履修期間の変更許可)

- 6 前項の変更申請に基づき，教務委員会において変更の可否を審査し，教授会の議を経て，学長が許可する。

(事務の処理)

- 7 長期履修学生に関する事務は，教育支援課において処理する。

(その他)

- 8 この要項に定めるもののほか，長期履修学生に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この要項は，平成16年6月16日から施行し，平成17年度入学生から適用する。

附 則

この要項は，平成16年11月17日から施行し，平成17年度入学生から適用する。

上越教育大学「キャンパスライフ スクエア」ご案内

Student Services Center

平成17年3月START

「さわやか」、「スピーディ」、「懇切丁寧」

キャンパスライフ

教員になりたい

教育職員免許を
取得したい

教員免許以外
の資格は
取れる？

学生宿舎に
入りたい

アルバイト
がしたい

学割がほしい

教育支援課

皆さんの
質問・相談
に応えます。

学生支援課

各種
証明書がほしい

アパート
を探したい

履修について
相談したい

授業料等の
免除を受けたい

PLACEMENT PLAZA
(就職支援室・相談室)



✿ 気軽にご相談ください、
履修のこと、
学生生活のこと！

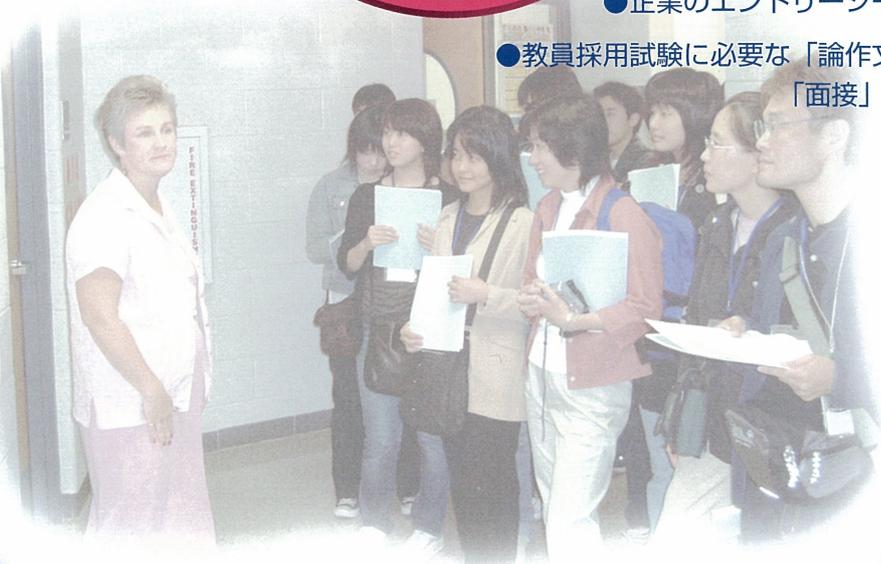
(教育支援課, 学生支援課)

- 授業科目のシラバスを検索したい。
- 教育職員免許状の他に各種の資格を取得したい。
- 各種証明書がほしい。
- 教員になるために必要な教育実習について聞きたい。
- 在学中に海外留学したい。
- 学内施設利用, 課外活動, 合宿研修等について聞きたい。
- 課外活動物品を利用したい。
- 教員, 友達に話せない悩みを相談したい。
- 授業料等の免除, 各種奨学金の貸与, 奨学金の返還免除について聞きたい。
- アルバイトをしたい, 学割証がほしい。
- 学生宿舎に入りたい, アパートを探したい。 など

✿ 大学に入学
したけど……！

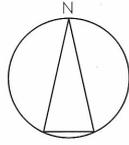
PLACEMENT PLAZA
(就職支援室・相談室)

- 教員採用試験に向けてどんな勉強をしたらいいの？
- 就職についてどんな問題集があるの？
- 公務員にはどんな種類があるの？
- 企業のエントリーシートはどうやって書くの？
- 教員採用試験に必要な「論作文」, の添削や
「面接」「模擬授業」の練習をしてほしい。 など

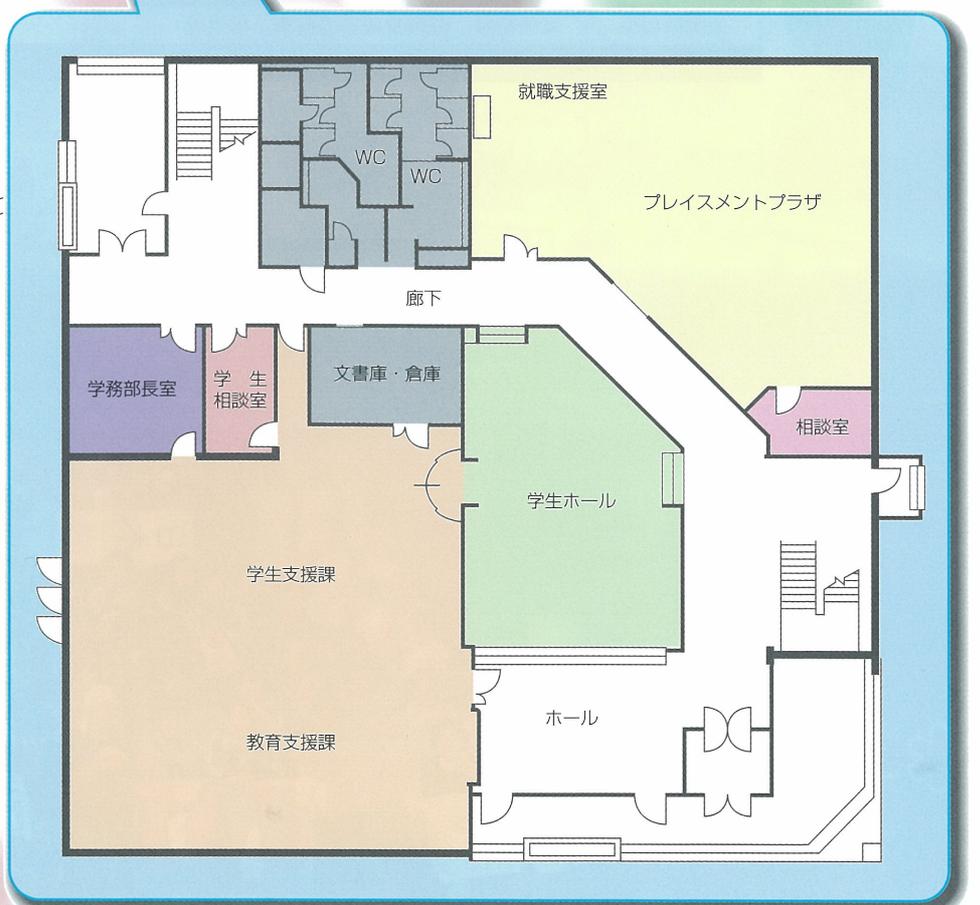


キャンパスライフ スクエアの位置

Student Services Center



● 講義棟1F



❁「キャンパスライフ スクエア」はこんな支援をします！

課	係	主 な 支 援
教育支援課	教務企画係	連合大学院（博士課程）の教育課程等，教育関連事項の総括
	521- 3273	E-mail:kyokikak@juen.ac.jp
	教務支援係	大学院（修士課程）及び学部教育課程編成，授業計画，修学指導等
	521- 3275	E-mail:kyosien@juen.ac.jp
	教務情報係	大学院（修士課程）学生及び学部学生の学籍管理，各種証明書の発行，科目等履修生等の受入れ等
	521- 3278	E-mail:kyojyoho@juen.ac.jp
	教育実習係	教育実習，介護等体験等の実地教育関係等
	521- 3277	E-mail:kyozisyu@juen.ac.jp
学生支援課	留学生係	学生の海外留学，外国人留学生関係等
	521- 3279	E-mail:ryugaku@juen.ac.jp
	学生企画係	学生支援の総括，学生の表彰・懲戒等
	521- 3283	E-mail:gkikaku@juen.ac.jp
	課外活動係	課外活動，課外活動施設，学生団体，学生の研修，物品貸出等
	521- 3284	E-mail:kagai@juen.ac.jp
	学生相談係	学生なんでも相談窓口，学生教育災害傷害保険等関係，学生の保健管理等
	521- 3285	E-mail:iken@juen.ac.jp
就職支援室	奨学支援係	入学科・授業料の免除等関係，奨学金，アルバイト，学割，大学会館関係等
	521- 3286	E-mail:syogaku@juen.ac.jp
	学生宿舍係	学生宿舍，国際学生宿舍，寄宿料免除関係，アパート等の紹介等
	521- 3287	E-mail:syukusya@juen.ac.jp
	就職支援係	就職指導，インターンシップ等
521- 3597	E-mail:recruit@juen.ac.jp	
就職情報係	就職相談，就職情報等の収集・提供等	
521- 3598	E-mail:recruit@juen.ac.jp	

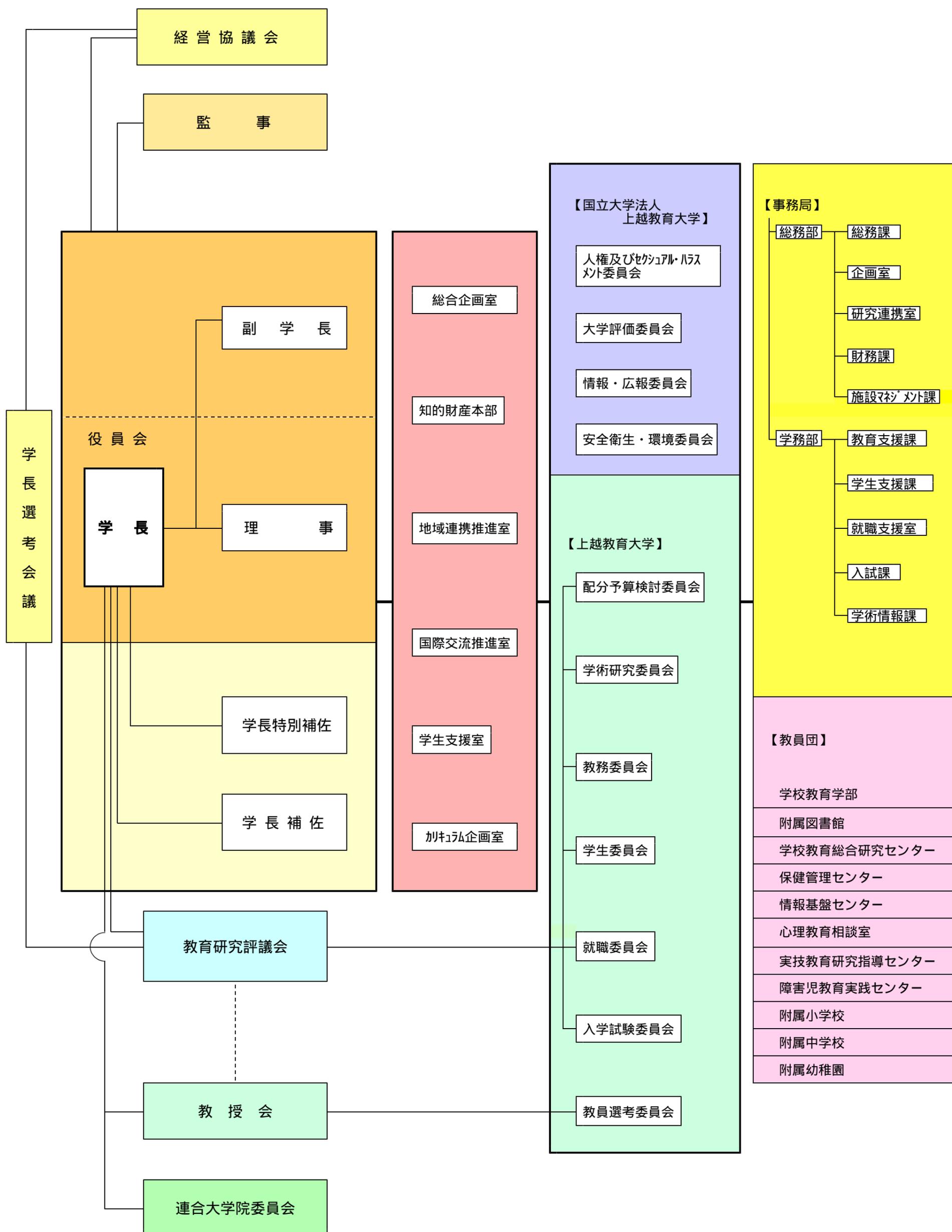
❁ 上越教育大学

〒943-8512
新潟県上越市山屋敷町1番地
<http://www.juen.ac.jp>



4 国立大学法人上越教育大学 運営図

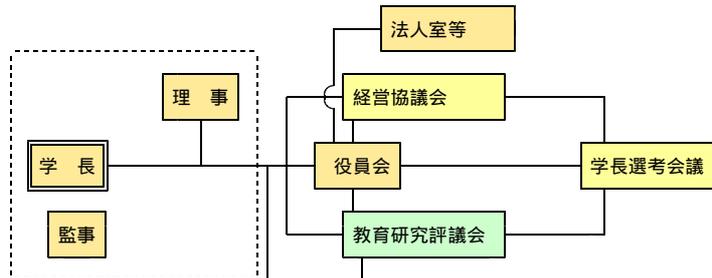
平成16年4月1日現在



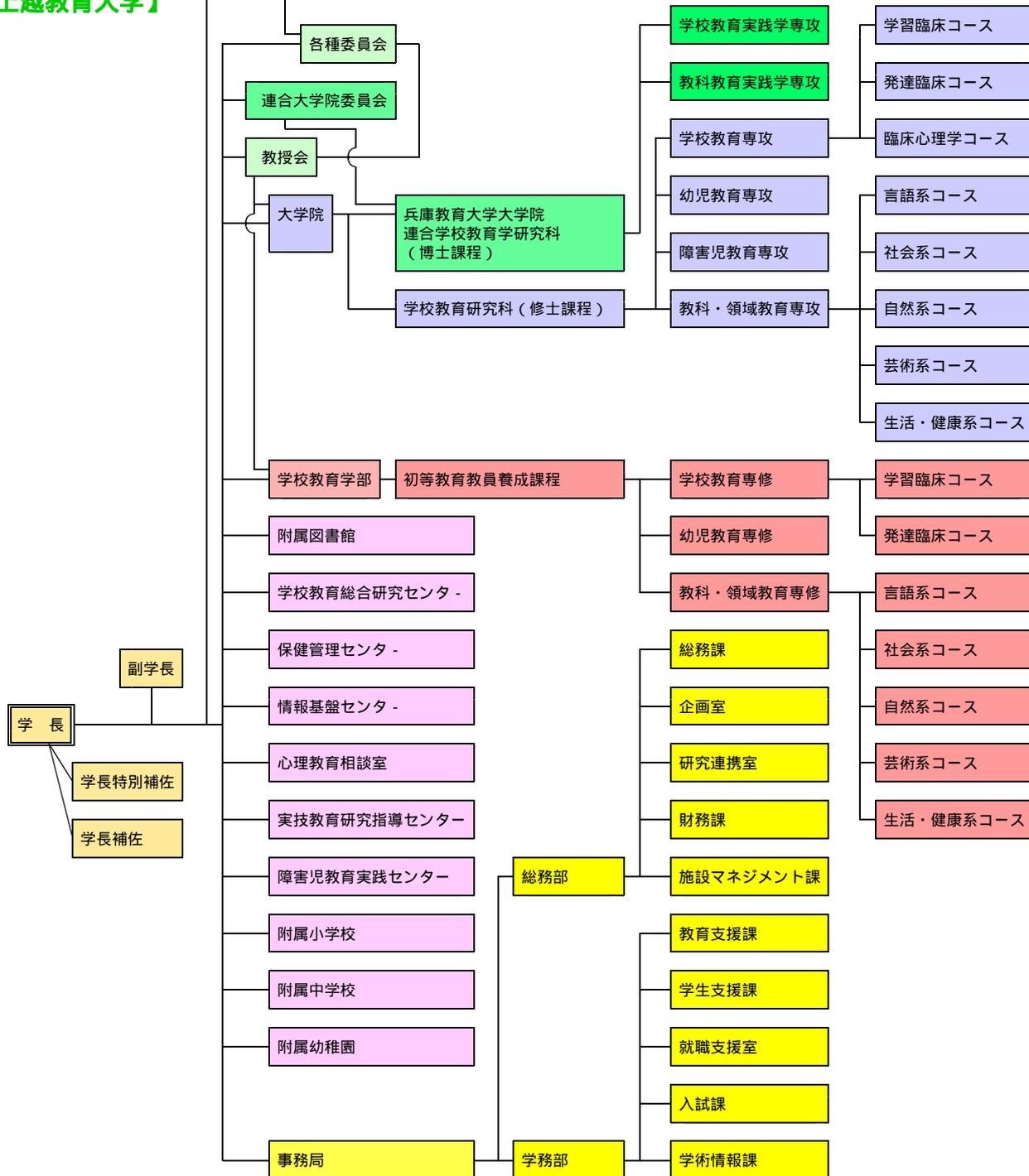
5 国立大学法人上越教育大学 組織図

平成16年4月1日現在

【国立大学法人上越教育大学】



【上越教育大学】



6 国立大学法人上越教育大学教員任期規程

(平成16年12月15日)
(規 程 第 1 0 4 号)

国立大学法人上越教育大学教員任期規程

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という）第5条第2項及び国立大学法人上越教育大学職員就業規則（平成16年規則第10号。以下「就業規則」という。）第3条第3項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学に期間を定めて雇用する職員のうち大学教員（以下「任期付教員」という。）の任期について必要な事項を定める。

(教育研究組織等)

第2条 法第4条第1項の規定により任期付教員を雇用できる教育研究組織、職、任期及び労働契約の更新（以下「再任」という。）等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定による任期は、教員が当該任期中（当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く。）にその意思により退職することを妨げるものではない。

3 教員は、当該任期が始まる日から1年以内の期間内であっても、やむを得ない事情がある場合は、学長の承認を得て退職することができる。

4 第1項の規定による任期の期間内に、就業規則第16条第1項第1号に基づく定年により退職することとなる日を迎える場合の任期は、第1項の規定による任期の年数にかかわらず、定年により退職することとなる日までとする。

(同意)

第3条 任期を定めて雇用する場合には、文書により、雇用される者の同意を得なければならない。

(公表)

第4条 この規程を定め、又は改正したときは、学内外に広く周知を図るものとする。

(細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、大学教員の任期に関する事項は、学長が必要な都度定める。

附 則

この規程は、平成16年12月15日から施行する。

別表（第2条関係）

教育研究組織	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
学校教育総合研究センター 教育実践研究部門教師教育総合研究分野	助教授	3年	再任不可	法第4条第1 項第1号

7 国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則

(平成17年3月16日)
(規則 第 4 号)

国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第2条第3項の規定に基づき、上越教育大学（以下「本学」という。）が自ら行う点検及び評価等並びの実施体制等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己点検・評価 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第69条の3第1項の規定に基づき、本学が自ら行う点検及び評価をいう。
- (2) 認証評価 法第69条の3第2項の規定に基づき、認証評価機関が行う評価をいう。
- (3) 法人評価 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条により準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第1項及び第34条第1項の規定に基づき、国立大学法人評価委員会が行う評価をいう。
- (4) 部局等 役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会、各種委員会、附属図書館、学校教育総合研究センター、保健管理センター、情報基盤センター、心理教育相談室、実技教育研究指導センター、障害児教育実践センター、各附属学校、事務局各課・室及び各部・講座等をいう。

(実施体制)

第3条 自己点検・評価、認証評価及び法人評価（以下「自己点検・評価等」という。）に係る企画、立案及び実施に関する統括は、国立大学法人上越教育大学大学評価委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(自己点検・評価の基本項目)

第4条 自己点検・評価の基本項目（以下「基本項目」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の目的
- (2) 教育研究組織
- (3) 学生の受入
- (4) 教育
- (5) 研究
- (6) 学生支援等
- (7) 国際交流
- (8) 社会連携
- (9) 施設・設備

(10)財務

(11)管理運営

(評価基準等の設定)

第5条 前条に規定する基本項目の具体的な自己点検・評価の基準(以下「評価基準」という。)は、別に定めるものとする。

2 評価基準ごとに観点・指標を定めるときは、必要に応じて部局等の意見を聴くものとする。

3 委員会は、教育研究環境及び社会状況の変化に応じ、評価基準及び評価基準ごとの観点・指標について見直しを図り、観点・指標については、委員会が必要に応じて改正できるものとする。

(自己点検・評価の実施)

第6条 自己点検・評価は、部局等がそれぞれ所掌する業務について実施し、これらを踏まえて、委員会が本学全体について実施するものとする。

2 委員会は、自己点検・評価の実施に当たり、第4条に定める基本項目及び前条第1項に定める評価基準のうち、当該年度に実施する事項を選定するものとする。

3 自己点検・評価に係る実施要項の作成に当たっては、国立大学法人上越教育大学経営協議会及び国立大学法人上越教育大学教育研究評議会(以下「経営協議会及び教育研究評議会」という。)の議を経るものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、すべての部局等は、当該部局等の運営状況等についての自己点検・評価を毎年度実施するものとする。

(認証評価の実施)

第7条 認証評価は、原則として7年ごとに受けるものとする。

2 認証評価は、部局等がそれぞれ所掌する業務について認証評価機関が定める基準等に従って実施し、これらを踏まえて、委員会が本学全体について実施するものとする。

(法人評価の実施)

第8条 法人評価は、国立大学法人法等関係法令の定めるところにより部局等がそれぞれ所掌する業務について実施し、これらを踏まえて、委員会が本学全体について実施するものとする。

(学生又は学外者の意見の反映)

第9条 部局等は、自己点検・評価の実施に当たり、学生又は学外者の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

(自己点検・評価等の結果及び公表)

第10条 委員会は、自己点検・評価を終了したときは、その結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、経営協議会及び教育研究評議会の議を経て、自己点検・評価の結果を決定するものとする。

3 学長は、自己点検・評価等の結果を公表するものとする。

(自己点検・評価等の結果に基づく改善)

第11条 学長は、自己点検・評価等の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、当該部局等の長に改善を指示するものとする。

2 当該部局等の長は、前項の改善指示を受けたときは、改善案を作成し、総合企画室に提出するものとする。

3 総合企画室は、前項の改善案に意見を付して学長に報告するものとする。

4 学長は、前項の報告に基づき、改善策を決定するものとする。

(監事への報告)

第 1 2 条 学長は、自己点検・評価等の結果を監事に報告するものとし、改善策を定めたときも同様とする。

(細則)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

8 上越教育大学 自己点検・評価体制

